

連合農学研究科宇都宮大学委員会内規

学長裁定	昭和62年 5 月28日
一部改正	平成元年12月13日
〃	平成 3 年 4 月12日
〃	平成10年 9 月24日
〃	平成11年 3 月31日
〃	平成13年 3 月22日
〃	平成13年10月25日
〃	平成17年 2 月24日
〃	平成18年 5 月25日
〃	平成20年 3 月25日
〃	平成26年 3 月18日

(目的)

第1条 連合農学研究科，農学研究科及び農学部間の連絡，調整をはかり，その円滑な運営を行うため，連合農学研究科宇都宮大学委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は，次の事項を審議する。

- 一 連合農学研究科に関する事項
- 二 農学研究科委員会及び農学部教授会から委託された事項
- 三 その他必要と認められる事項

(組織及び運営)

第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 農学研究科長
 - 二 連合農学研究科の代議委員
 - 三 農学研究科各専攻ごとに選出された連合農学研究科教員 各 1 名
 - 四 農場長及び演習林長
 - 五 雑草と里山の科学教育研究センター長及びバイオサイエンス教育研究センター長
- 2 委員は，農学研究科長が委嘱する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き，農学研究科長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、農学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この内規は、昭和62年5月28日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成元年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成元年12月13日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

この内規は、平成3年4月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年3月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年10月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第5号の雑草と里山の科学教育研究センター長が専任の教員でない場合は、雑草と里山の科学教育研究センターの専任教員をもってあて
る。